

第 36 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 28 年 3 月 25 日 (金) 16:00~17:15
場 所 総務省 11 階 第 3 特別会議室
参加者 接続委員会 相田主査、酒井主査代理、関口委員、高橋委員、山下委員
事務局 大橋電気通信事業部長、
(総務省) 竹村料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、
柳迫料金サービス課課長補佐、豊重料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等）
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成 28 年度の接続料等の改定）
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ③ 接続料規則等の一部改正
 - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等）
 - 相田主査
いただいた意見の多くは、今回の接続料申請についての具体的なものというよりも、接続料算定の在り方そのものに関するものであり、今後、別の場で議論する可能性のあるものであったと思う。
当委員会の考え方の欄に、過去の考え方の抜粋が記載されているが、これらはこのまま残すのか。
 - 事務局
御理解のとおり。参考として掲載している。

○ 相田主査

例年から少し変わった状況としては、昨年度からではあるが、特に専用線の接続料が設備更改の影響により、昨年度ではNTT東日本で、今年度ではNTT西日本でかなり上昇したことを踏まえ、要請事項（1）において、NTT東西に設備投資計画を可能な限り開示してもらうこととしている。

また、提出された御意見については、特に報酬額を算定するための資本構成比や、光屋内配線加算額について指摘いただいたところが、やや例年と違うところであると思う。これらに関しては現行の制度上、特に修正すべきとは認められないという方向でまとめられているかと思う。

本件については、資料2の報告書（案）のとおり、平成28年3月31日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）

○ 相田主査

本件については、資料5の報告書（案）のとおり、平成28年3月31日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

③ 接続料規則等の一部改正

○ 相田主査

12ページの新旧対照表について、上段の改正案の9の項「呼関連データベース」と11の項「手動交換機能」が「削除」となっているが、項を繰り上げる必要はないのか。

○ 事務局

9の項と11の項は、省令に「削除」と記載して、そのまま残すこととしている。アンバンドル機能は、接続料規則第4条の表に数多くあり、項を繰り上げることでアンバンドル機能を引用している他の法令も全て改正することとなることから、複雑な改正を避けるためにこのような措置をとったもの。

○ 相田主査

本件については、資料6の報告書（案）のとおり、平成28年3月31日の電気通信事業部会に報告することとしたい。

④ 総論

○ 関口委員

今回の実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等に関しては、この考え

方の整理で問題ないと思う。

今回は、ヒストリカル、LRICに共通して、いくつか重要なポイントがあった。接続料の上昇基調がはっきりしてきていることから、微妙な変化が接続料に意外な反応を及ぼすようになってきているということである。いくつかポイントがあったが、その中で、NTT東西の将来の投資情報が開示されなければ、接続事業者としては予測がつかないという意見は、そのとおりである。

例えば、資料1の22ページはドライカップの接続料の推移であるが、昨年度までは「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」の結果を踏まえて費用の配賦比率を変えたことで接続料が下がったが、その効果も昨年度までということで、接続料が上昇した。

ただし、23ページのとおり、ドライカップの回線数は直線的に減少しており、平成16年度と比較すると、平成26年度は半分以下となっている。そのため、接続事業者としては、接続料原価の上昇をなんとかしたいという気持ちがあるということで、NTT東西の将来的な設備更改のタイミングが事前にわかることは望ましいと思う。今回、専用線についてはその効果が少しあった。

同じような理由で、アベノミクスの株価の上昇が反映されてCAPM的手法により計算される期待自己資本利益率が高くなってきたことから、自己資本費用を算出する上での自己資本利益率が上昇している。これに関連して、KDDIが提出した、レートベースに含まれない資産の資金調達方法を特定すべきという意見は、主張としては大変筋がとおっているが、もともと公益事業の料金の算定方法は「Used and Useful Principle」といい、利用しない資産は除外し、利用する資産だけで料金を算定するというのが接続料算定の大原則であり、鉄道や電力でも同様の原則。つまり、接続に関係しない資産は除くというのが伝統的な公益事業における料金算定の大原則であって、固定ではその原則をずっと貫いてきた。一方で、モバイルの接続料の算定についての議論では、これにならって同じ制度をガイドラインでルール化しようとしたが、当時、MNO3社の資本構成があまりにも異なっており、レートベースに含まれない資産を除いた場合の3社の資本構成比があまりにも異なってしまったことから、バランスシートの数値をそのまま簿価を使うということで落ち着いた。そのため、固定では接続に関係のない資産を除くが、モバイルでは除かないというように、両者で異なった運用となっている。KDDIの主張はモバイル側に合わせるべきというものであり、どちらが適当であるかという決めの問題ではあるが、これまでの長い公益事業論の伝統を踏まえると、固定側の制度を変更するにはまだ無理があるという意味で、引き続き原則のとおりという考え方の整理は、適当であると考えられる。

今後、将来の投資情報を提供していくこと、自己資本比率については引き続きモバイルとは異なる方法で算出していくということで落ちついたと理解。

○ 相田主査

調整額についてだが、前々年度の分を接続料原価に加えるということで、一年周期で上がったり下がったりしているのが、かなり明確に見えている。定常的に接続料を算定している場合にはあまり見えてこないのであろうが、メタル回線のコスト負担の

見直しや一過性の設備投資があると、その後一年おきに上がったたり下がったりするのが見えている。次に接続料の考え方を検討する際には、少し考慮する余地があるのかもしれない。

○ 酒井主査代理

実績原価方式は、レガシー系設備に係る接続料を中心に扱っているため、接続料の急激な上昇を何とかして欲しいという思いがあるかと思う。KDDI の意見にもあるが、あまりにも接続料が上昇することは大変だが、それを無理矢理おかしな形で抑えようとする、レガシー系から光へ移行して欲しいにも関わらず、上手く移行しない可能性がある。レガシー系接続料の上昇を抑えることも重要だが、無理な形で抑制することによって、光の接続料に影響を与えることは本当に望ましい姿にならないのではないかと、ということを感じている。このあたりのことをKDDI が主張しており、これはマイグレーションの議論かもしれないが、そのとおりであると思った。

○ 高橋委員

どのような方式をとっても反論はあるだろうから、従来のこと踏まえながら、国の政策としてどのような方向に向けていきたいのかということを考えるべきではないか。その際、酒井主査代理からの発言にあったような方向に向くような工夫をしなければいけないと感じた。

○ 山下委員

本日の議論には特に意見はないが、接続料が上昇傾向にあるということは、ドライカップでも専用線でもいえることであり、これはマイグレーションの移行過程における問題であるのかもしれないが、例えばドライカップは、平成 26 年度においても東西それぞれで 1,400 万弱の回線があり、これだけ回線数が減少しても依然として多くの回線が提供されているため、接続料算定を従来どおり行うのか、激変緩和措置を適用するのか等の検討も必要ではないか。

以上